平成２２年（フ）第５０６号
岐阜県瑞穂市牛牧1382番地130
債務者　説田　優子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５７６号
岐阜市西荘２丁目５番43―203号西荘ビル
債務者　江尾　美明
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８１号
岐阜県郡上市八幡町島谷1089番地29、住民票上の住所岐阜県郡上市八幡町稲成127番地１
債務者　柴田　幸美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５８４号
岐阜市茨木町24番地
債務者　前田登志子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９３号
岐阜市早田東町８丁目４番地１パセール長良106号室
債務者　河口　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０３号
岐阜県郡上市八幡町柳町193番地
債務者　北瀬　晋也
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
愛知県刈谷市築地町３丁目18番地１　リバーサイドアキ301号、従前の住所愛知県刈谷市泉田町山畑104番地　オーシャン201号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
三重県名張市緑が丘東91番地
債務者　中川留美子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３５８号
滋賀県大津市真野５丁目32番23号
債務者　林　　友美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１４号
滋賀県甲賀市水口町山2636番地23―102号、前住所滋賀県甲賀市水口町春日65番地11
債務者　上村　保文
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪1578番地12
債務者　K急配便こと　加用　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４０２号
兵庫県加古郡播磨町西野添３丁目８番35号
債務者　松島　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０３号
兵庫県明石市二見町西二見810番地の１　ライオンズマンション明石二見416号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町西野添３丁目８番35号
債務者　松島まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７２号
兵庫県姫路市城東町清水17番地京口団地４号棟104号室、従前の住所兵庫県西脇市和田町573番地の１―102
債務者　酒井　寿憲
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７３号
兵庫県姫路市城東町清水17番地京口団地４号棟104号室、従前の住所兵庫県西脇市和田町573番地の１―102
債務者　酒井　美佳
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８２号
兵庫県高砂市曽根町1117番地の７
債務者　山形　元紀
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８３号
兵庫県高砂市曽根町1117番地の７
債務者　山形香寿美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部